第３号様式（第３条関係）

　１　物品小売業者用

報告書兼計画書（物品小売業者）

|  |  |
| --- | --- |
| (宛先)　　京都市長 | 年　　　　月　　　　日　　 |
| 提出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) | 提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)電話　　　　　―　　　　　　担当者の氏名電話　　　　　―　　　　　　 |

|  |
| --- |
| 　京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第１７条第１項の規定により提出します。 |
| 年度 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　度 |
| 提出の区分 | □　全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合□　１の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合 |
| 名称、屋号又は商号 |  |
| 店舗等の数 |  |
| 床面積の合計 | 平方メートル |
| 店舗等 | 名称 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 取組項目 | 実施状況 |
| 前年度の実績 | 今年度の計画 |
| １ | 購入者に対し、廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法の優先的な利用を促すために必要な事項を周知する取組 |  |  |
| ２ | 購入者に対し、再生利用をすることができる廃棄物を分別して排出するよう促すために必要な事項を周知する取組 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３ | 購入者に対し、レジ袋を有償により譲渡する取組（特定レジ袋を有償によらずに譲渡することを含む。） |  |  |
| ４ | 購入者に対し、レジ袋の要否及び必要最小限の枚数（レジ袋を必要とする場合に限る。）を確認する取組 |  |  |
| ５ | 廃棄物の発生抑制等に配慮した製品を優先的に販売し、及び廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法を実施するよう努める取組 |  |  |
| ６ | 特定レジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置を講じるよう努める取組 |  |  |
| ７ | 購入者に対し、レジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知するよう努める取組 |  |  |
| ８ | 再生利用をすることができる廃棄物を回収するために必要な体制を整備し、及びその回収方法を購入者に周知するよう努める取組 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ９ | 食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組 |  |  |
| １０ | 自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることのできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組 |  |  |
| １１ | 使い捨ての食器の譲渡又は使用を抑制するよう努める取組 |  |  |
| １２ | 上記以外の廃棄物の減量の取組 |  |  |
| レジ袋の譲渡を辞退した購入者の割合 | パーセント |  |

　注１　「店舗等」とは、本市の区域内に存する店舗その他の事業の用に供する建築物をいいます。

　　２　床面積の合計の欄は、全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合は当該全ての店舗等の延床面積を合計した面積を、１の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合はその延床面積を記入してください。

　　３　「購入者」とは、物品を購入し、又は購入しようとする者をいいます。

　　４　「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。

　　５　「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。

　　６　「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第２条第１項各号に掲げるものをいいます。

　　７　「食品廃棄物等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第２条第２項に規定する食品廃棄物等をいいます。